| | |
|---|---|
| 福島県下郷町、福島県南会津町、福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県鹿沼市、栃木県下野市、埼玉県さいたま市、埼玉県越谷市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、静岡県御殿場市、愛知県一宮市、鳥取県湯梨浜町、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市 | 令和11年４月１日 |
| 福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県入間市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、徳島県徳島市、愛媛県松山市 | 令和12年４月１日 |
| 山形県大石田町、山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市 | 令和13年４月１日 |

## ○経済産業省告示第六十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十七条の二第二項の規定に基づき一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針（令和四年経済産業省告示第百五十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年五月二十九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第五章**　事後調整の方針について<br>1　事後調整の考え方<br>レベニューキャップ制度では、外生的な要因による収入上限と規制期間における費用実績との乖離額や効率化の達成状況、本指針において定めた目標の達成状況、需要及び供給の変動による収入上限と規制期間における収入実績（規制期間の最終年度については実績推定値）との乖離額に応じて、収入上限の事後調整を行うこととする。<br>事後調整については、規制期間における収入上限の調整（以下「期中調整」という。）と、翌規制期間における収入上限の調整（以下「翌期調整」という。）に区分し、規制期間における事業計画の達成状況を評価する観点から、基本的には翌期調整を行うこととし、当該調整時期は、翌規制期間の初年度とする。ただし、収入の見通しの算定において予見可能性が低い事象や、送配電事業に対する影響等に鑑みて必要と認められる場合には、期中調整を行うこととする。<br>2　事後調整を行うべき具体的な事項<br>(1)　収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離額（外生的な要因等による乖離）<br>i.～iv.　（略）<br>v.　事業報酬<br>収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離によって生じる事業報酬の乖離額のうち、妥当と認められる額について、基本的には翌期調整を行うこととする。<br>vi.・vii.　（略）<br>(2)～(4)　（略） | **第五章**　事後調整の方針について<br>1　事後調整の考え方<br>レベニューキャップ制度では、外生的な要因による収入上限と規制期間における費用実績との乖離額や効率化の達成状況、本指針において定めた目標の達成状況、需要変動による収入上限と規制期間における収入実績との乖離額に応じて、収入上限の事後調整を行うこととする。<br>事後調整については、規制期間における収入上限の調整（以下「期中調整」という。）と、翌規制期間における収入上限の調整（以下「翌期調整」という。）に区分し、規制期間における事業計画の達成状況を評価する観点から、基本的には翌期調整を行うこととし、当該調整時期は、翌規制期間の最初の年度の翌年度とする。ただし、収入の見通しの算定において予見可能性が低い事象や、送配電事業に対する影響等に鑑みて必要と認められる場合には、期中調整を行うこととする。<br>2　事後調整を行うべき具体的な事項<br>(1)　収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離額（外生的な要因等による乖離）<br>i.～iv.　（略）<br>v.　事業報酬<br>収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離によって生じる事業報酬の乖離額のうち、妥当と認められる額について、翌期調整を行うこととする。<br>vi.・vii.　（略）<br>(2)～(4)　（略） |

## ○国土交通省告示第六百五十七号

指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭の指定基準を次のように定める。

令和八年五月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭の指定基準

（用語の定義）

**第一条**　この告示において使用する用語は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　広域支援ふ頭　被災地支援輸送における海上支援ネットワークの形成において、主に国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が担うと想定される、港湾を活用した緊急物資の輸送その他の支援及び受援の活動の拠点として広域港湾ＢＣＰ（円滑な被災地支援のため、複数港湾の連携による災害時の対応が記載された文書をいう。以下同じ。）に位置付けられた埠頭をいう。

二　指定広域支援ふ頭　第二条第一項の規定により指定された広域支援ふ頭をいう。

三　地域支援ふ頭　被災地域に近接する港湾が担うと想定される、港湾を活用した緊急物資の輸送その他の主として受援の活動の拠点として広域港湾ＢＣＰに位置付けられた埠頭をいう。

四　指定地域支援ふ頭　第二条第二項の規定により指定された地域支援ふ頭をいう。

五　海上支援ネットワーク　被災地支援において活用される、広域港湾ＢＣＰに位置付けられた広域支援ふ頭及び地域支援ふ頭から構成される海上輸送ネットワークをいう。